

東京法律事務所 60 周年連続セミナー 第 3 回

報告 2 「非正規雇用のたたかいの今とこれから」

2015 年 6 月 16 日 青龍美和子

1 有期労働者の雇用・労働条件に関する新しい制度の活用

(1) 労働契約法 18 条

☆有期労働契約を 5 年を超えて更新すると、労働者が申入れれば無期転換できる
(組合ビラ裏面参照)。

☆「四ッ谷動物園」の今後・・・5 年雇止め制度の撤回を目指して

(2) 労働契約法 20 条

☆有期契約労働者と無期契約労働者との間に、期間の定めによる不合理な労働条件の差別を禁止 (組合ビラ裏面参照)

☆メトロコマース事件—東部労組メトロコマース支部

	社員	契約社員 A	契約社員 B
雇用契約	65 歳定年の期間の定めのない契約	1 年間の有期契約	3 か月～1 年の有期契約
労働時間	1 日 7 時間 50 分 週 39 時間 10 分		1 日 8 時間、又は 1 日 7 時間 (月～金)・土曜日 5 時間の週 40 時間。
月例賃金	月給制。本給 (年齢給+職務給)+住宅手当や家族手当等。	月給制 (月 額 165,000 円)	時給 1000 円+2010 年から毎年 10 円ずつ昇給 (その後、初任給時給 950 円)。
賞与 (夏・冬・期末)	で正社員は合計年 150 万円程度。	年合計約 59 万円	年合計 26 万円程度。
退職金	勤続 10 年で 300 万円の支給実績。	無し	無し

- ・原告は、提訴時に通算 7～10 年契約更新してきた契約社員 B の販売員。
- ・販売員の仕事は、雇用形態を問わず皆同じ。
- ・社員と契約社員 B との間には、毎月の賃金、賞与、退職金に大きな格差。
格差是正を求めて、2014 年 5 月 1 日に東京地裁に提訴。
- ・裁判を通じて正社員の就業規則を開示させ、残業代の計算を是正も。
- ・組合の力で時給 UP、定年後の継続雇用なども勝ち取っている。
- ・弁護団：滝沢、今野、長谷川、井上、水口、青龍

正社員には支給されている 2年間分の各種手当の支払いを請求	
①外務業務手当・・・	1日あたり最高1420円
②郵便外務精通手当・・・	評価段階に応じて月額最低5100円
③郵便内務精通手当・・・	評価段階に応じて月額最低4000円
(①～③は業績手当に統合)	
④年末年始勤務手当・・・	12月29日～31日まで1日4000円 1月 1日～ 3日まで1日5000円
⑤早出勤務手当・・・	正社員850円(期間雇用社員300円)
⑥夜間特別勤務手当・・・	一勤務指定に1日最高3500円
⑦祝日給・・・	祝日勤務で基本給とは別に日額の 135%が支給(代休を選択しない場合)
⑧夏期・年末手当・・・	期間雇用社員は、基礎賃金に あらかじめ3割に固定
⑨住居手当・・・	月額最高27000円支給
⑩扶養手当・・・	月額最高12000円支給

- ・原告は、時給制契約社員。
- ・年休・忌引休暇以外、正社員には与えられる休暇が与えられず、正社員には有給の病気休暇も無給、社宅の貸与や住宅手当の支給は無く、退職金も無い。正社員にはある有給の病気休暇や夏期・冬期休暇は、期間雇用社員にはない。祝日給や外務業務手当・年末年始勤務手当などの諸手当もない。
- ・仕事の内容は、同じユニホームで窓口に立ち、配達・集荷で地域をかけめぐり、苦情の電話をさばき、深夜の郵便処理作業も、営業目標も正社員と同じ。
- ・正社員に支給されている諸手当を求めて、2014年5月に東京地裁、同年6月に大阪地裁に提訴。
- ・郵政関連職場で働く労働者なら誰でもひとりでも入れるユニオンとして、正規と非正規とが一緒にたたかっている。
- ・弁護団：東京法律事務所から、水口、平井が参加。

2 「ブラック企業」とのたたかい—首都圏青年ユニオン

(1) 首都圏青年ユニオンとゼンショー・牛井すき家の闘い

- ・2006年、アルバイト従業員解雇事件、記者会見、組合員増加。

- ・ 2007年、未払残業代を求めて東京地裁に提訴。
- ・ 同年、団交拒否に対して、東京都労働委員会に不当労働行為救済申立て。
- ・ 2008年、仙台労働基準監督署に刑事告訴（2009年起訴猶予）。
- ・ 2012年、東京高裁でゼンショーの不当労働行為を認めた中央労働委員会命令を適法とする判決（確定）
- ・ 同年、組合が東京地裁に提訴した損害賠償請求事件で和解。
- ・ 2013年、団体交渉再開。
- ・ 2014年、深夜業休止・店舗休業、第三者委員会設置、労働時間短縮など。

（２）洋麺屋五右衛門（日本レストランシステム株式会社）事件

- ・ 原告：2004年から4年余にわたって錦糸町の Pasta 店「洋麺屋五右衛門錦糸町テルミナ店」で接客・調理業務に従事していたアルバイト従業員。
- ・ 2009年6月24日、タイムカードで把握される賃金本給の一部未払い、変形労働時間制度の違法な運用による残業代請求として、未払い賃金合計20万9451円の支払いを求めて東京地裁に提訴。
- ・ 2010年8月24日、東京高裁での和解で全面勝利解決。
- ・ 実態を暴露し、日レスに「変形労働時間制度を合法的に運用する」と約束させて、アルバイト従業員の労働者としての権利を獲得させた。
- ・ 弁護団と組合との強力なタッグで権利を勝ち取った。
- ・ 首都圏青年ユニオン顧問弁護団：東京法律事務所から、小部、笹山、中川、今泉、山添、今野、岸、青龍が参加。

3 健康で文化的な生活を営むに相応しい賃金の確立に向けて

（１）公契約条例制定のとりくみ

- ・ 2000年代～、公共投資の受注をめぐる価格競争激化のなかで低価格入札が横行。公共工事や委託業務に従事する労働者の報酬が大幅に下落。
- ・ 労働組合、弁護士団体等による公契約条例制定運動。
- ・ 2008年9月末時点で、公契約法・条例の必要性を認めた意見書等の決議を全国40都道府県の771自治体において公契約法・条例の必要性を認めた意見書等の決議。
- ・ 2009年9月、千葉県野田市で、自治体発注業務に従事する労働者に支払わ

れるべき賃金額の最低基準を規定する公契約条例が日本で初めて制定。

- ・その後、川崎市、多摩市、相模原市、渋谷区、国分寺市、足立区、福岡県直方市、千代田区、兵庫県三木市、奈良県、埼玉県草加市、世田谷区、高松市で公契約条例が制定。その他、全国各地で公契約条例の制定が進んでいる。
- ・東京法律事務所では、小部、菅が「公契約条例推進『Q&A』」を発行。小部弁護士は世田谷区の審議会の委員に選任されている。

(2) 最低賃金引き上げの取り組み

- ・最賃デモ、最賃裁判・・・「誰でも時給1500円」
- ・ファストフード全世界同時アクションー首都圏青年ユニオン

4 もう無権利のままにはしないー労働組合の強化に向けて

- ・非正規労働者を無権利のままにしないために労働組合が大きく強くなることが重要。
 - ・労働組合を強化するために・・・
 - ・憲法に根ざし、新しい運動に果敢にとりくんできた経験を生かして。
- ・最後には派遣労働者からますます権利を奪う労働者派遣法の改悪を止めよう！